

年分

# 農業所得計算ノート



住 所 美郷町

---

氏 名

---

電話番号

---

## 1. 農業所得について

農業所得の計算は、その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から、かかった経費を引いたものです。収入から支出を引く『収支計算』で計算します。『収支計算』を行うには、収入金額とかかった経費の金額がわかる領収書などを取っておき、書き出す必要があります。

このノートに記載した金額を「収支内訳書（農業所得用）」に転記することで、『収支計算』ができます。

※ 農業と関係のないものについては計上できません。

※ 帳簿書類は5年間（収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年間）保存する必要があります。

※ 収入金額が1千万円を超える方は、消費税の課税事業者となる場合があります。

くわしくは税務署へお尋ねください。

## 2. 一般的な収入・支出（必要経費）について

### 収入となるもの

① 販売金額	P3	米や野菜、花、果実、畜産など農産物の販売代金。
② 家事・事業消費	P4	家庭で食べるために消費するものや、親類などへ贈与するもの（家事消費）。また、小作料や機械代として現物を渡したり、翌年の種もみとしてとっておくもの（事業消費）。仮に販売した場合いくらになるのか換算して収入金額とします。
③ 雑収入	P5	国・県の直接支払交付金や経営所得安定対策による交付金、町からの補助金など。また、作業受託・共済金など。

### 支出（必要経費）となるもの

⑧ 雇人費	P6	農作業に従事した雇人に支払った労賃（現物支給分も金額換算）、まかない費
⑨ 小作料・賃借料	P6	地主に支払う田畑等農地の借料、作業委託料、カントリー等共同施設利用料、農機具等リース料
⑩ 減価償却費	P8	取得価額が10万円以上の農業用施設、農機具、車両等の償却費
⑪ 貸倒金	P9	貸し倒れとなった売掛金など
⑫ 利子割引料	P9	農業のために借り入れた資金の支払利息
イ 租税公課	P10	農業用の固定資産税、自動車税（取得税・重量税含む）、JA賦課金、水利費など
ロ 種苗費	P11	種もみ、苗などの購入費用
ハ 素畜費	P11	子牛などの取得費および種付料
ニ 肥料代	P11	肥料、たい肥などの購入費用
ホ 飼料費	P12	家畜に与える牧草や配合飼料等の購入費用
ヘ 農具費	P12	鎌・くわ・スコップ・噴霧器・草刈り機等の農具、道具、部品等で購入価格が10万円未満のもの
ト 農薬衛生費	P12	農薬の購入費用、航空防除費、共同防除費
チ 諸材料費	P13	ビニールシート、縄、暴風寒資材、支柱、針金、杭など消耗品の購入費用
リ 修繕費	P13	農機具及び農業用車両の修理・整備代金、車検代金、農業用建物の修理代金
ヌ 動力光熱費	P14	農業に使用した電気・軽油・ガソリン・水道代等
ル 作業用衣料費	P15	作業着、軍手、長靴などの購入費用
ヲ 農業共済掛金	P15	水稻・果樹・家畜・農機具・ハウス等の共済掛金
ワ 荷造運賃手数料	P16	出荷の際の包装費用・支払運賃・農協や市場への出荷手数料
カ 土地改良費	P16	土地改良事業の費用や客土費用
ヨ～その他・雑費	P17	上記以外の費用（研修費、農業関係事務用品費、拠出金など）

# 収入の部

## ①販売金額

分類		月日	数量 (袋・箱・kg)	備考(品種・販売先等)	金額
米	JA出荷分	/			
		/			
		/			
		/			
		/			
	JA出荷以外	/			
		/			
		/			
		/			
		/			
野菜	/				
	/				
	/				
	/				
	/				
その他	/				
	/				
	/				
	/				
	/				
<b>①販売金額計</b>					

### ※注意点

- ◆ 販売代金は、農協等が出す『出荷金額証明書』の出荷金額や、市場等に出荷して受取った領収書等の合計金額、露店などで農産物を売った金額等を確認して記載してください。
- ◆ 農協の出荷金額証明書の出荷経費は「経費の部」⑦荷造運賃手数料になります。販売金額から出荷経費を差し引いていないか確認ください。
- ◆ 野菜等の売り上げは、手数料等の引き落とし前の金額で記入してください。
- ◆ くず米代金や米の清算金等は、③雑収入に記載してください。

## ②家事消費・事業消費

分類	品種等	数量 (袋・箱・kg)	見積単価	金額
米				
野菜				
その他				
<b>②家事消費・事業消費計</b>				

### ※注意点

- ◆ 自分の家で食べる米(飯米)の他、親戚に贈った米や野菜なども記載してください。

### ③雑収入

分類	項目	月日	適用・内訳・相手先	金額
米関連収入	国・県からの交付金	/		
		/		
		/		
		/		
	過年度産米精算金	/		
		/		
		/		
		/		
	加工用米等の精算金	/		
	くず米・中米販売代金精算金	/		
		/		
		/		
		/		
		/		
野菜	各種栽培助成金	/		
		/		
	出荷奨励金	/		
		/		
		/		
作業受託収入		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
その他	共済組合無事戻し金	/		
	受取作物共済金	/		
		/		
		/		
		/		
		/		
<b>③雑収入計</b>				

※注意点

- ◆ 共済・収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）などに対してあらかじめ積み立てした「拠出金」がある場合、その金額は「経費の部」のその他へ記載してください。
- ◆ 農協の出資配当金は農業所得ではなく、配当所得になります。

## 経費の部

### ⑧雇人費

作業内容	月日	支払相手・人数等	金額
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
<b>⑧雇人費計</b>			

※注意点

◆ 家族に支払ったものは雇人費になりません。専従者給与（18頁参照）になります。

### ⑨小作料・賃借料

作業内容	月日	内訳・支払先（住所氏名）	金額
小作料	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
作業委託料	/	耕起	
	/	代かき	
	/	田植え	
	/	刈り取り	
	/	乾燥・調整	
	/		
施設利用料	/	カントリー利用料	
	/	ライスセンター利用料	
	/		
	/		
その他	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
<b>⑨小作料・賃借料計</b>			

## ⑩ 減価償却費

### 減価償却費とは

- ◆ 10万円以上の農業用の建物や車両・農機具の購入代金を、耐用年数に分けて毎年かかった費用にします。
- ◆ 取得価格が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等に経費とすることもできます。（一括償却資産）

#### ◎平成19年4月1日以降に購入した場合（定額法）

$$\boxed{\text{取得価格}} \times \boxed{\text{償却率}} \times \boxed{\frac{\text{月数}}{12}} \times \boxed{\text{農業割合}} = \boxed{\text{その年分の減価償却}}$$

#### 例1)

**平成30年8月** コンバイン購入 取得価格350万円 農業割合100%

新耐用年数7年 償却率0.143（平成21年以降）

申告年	計算式	必要経費算入額	未償却残高
平成30年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (5月/12月) \times 100\%$	208,542	3,291,458
平成31年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	2,790,958
平成32年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	2,290,458
平成33年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	1,789,958
平成34年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	1,289,458
平成35年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	788,958
平成36年分	$3,500,000 \times 0.143 \times (12月/12月) \times 100\%$	500,500	288,458
平成37年分	前年未償却残高-1	288,457	1

#### ◎平成19年3月31日までに購入した場合（旧定額法）

$$\boxed{\text{取得価格}} \times \boxed{90\%} \times \boxed{\text{償却率}} \times \boxed{\frac{\text{使用月数}}{12}} \times \boxed{\text{農業割合}} = \boxed{\text{その年分の減価償却}}$$

◎ 初めて未償却残高が取得価格の5%を下回る年は、未償却残高が取得価格の5%になるように減価償却費を調整してください。

#### 例2)

**平成18年4月** トラクター購入 取得価格300万円 農業割合100%

旧耐用年数8年 償却率0.125（平成20年まで）

新耐用年数7年 償却率0.142（平成21年以降）

申告年	計算式	必要経費算入額	未償却残高
平成18年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.125 \times (9月/12月) \times 100\%$	253,125	2,746,875
平成19年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.125 \times (12月/12月) \times 100\%$	337,500	2,409,375
平成20年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.125 \times (12月/12月) \times 100\%$	337,500	2,071,875
平成21年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	1,688,475
平成22年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	1,305,075
平成23年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	921,675
平成24年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	538,275
平成25年分	$3,000,000 \times 90\% \times 0.142 \times (12月/12月) \times 100\%$	383,400	154,875
平成26年分	取得価格の5%を残す	4,875	150,000
平成27年分	取得価格の1%	30,000	120,000
平成28年分	取得価格の1%	30,000	90,000
平成29年分	取得価格の1%	30,000	60,000
平成30年分	取得価格の1%	30,000	30,000
平成31年分	取得価格の1%-1	29,999	1

- ◆ 必ず備忘価格として1円の未償却金額が残ります。
- ◆ 耐用年数の変更により計算方法が変わる場合があります。
- ◆ 中古資産を取得した場合は、使用可能な年数を適切に見積もって耐用年数とします。見積もりができない場合は、次の算式で計算した年数を耐用年数とします。

A 耐用年数の全部を経過した資産：法定耐用年数×0.2

B 耐用年数の一部を経過した資産：法定耐用年数－（経過年数×0.8）

計算結果の1年未満の端数は切り捨て、2年未満となった場合は耐用年数を2年とします。



## ⑪貸倒金

項 目	相手先・内 容	金 額
<b>⑪貸倒金計</b>		

※注意点

- ◆ 売り上げが未回収になってしまったもの。

## ⑫利子割引料

対象	資金等の名称	支払月日	支払元本（本年分）	償還年月	利子割引料
農地 関連		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
機械・ 建物 関連		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
<b>⑫利子割引料計</b>					

※注意点

- ◆ 元金の月々の返済額は該当しません。
- ◆ 農業のための借入金（農地取得資金や農業機械の購入）の支払利息で、農協や銀行が発行した利子証明書が必要です。





## □. 種苗費

分類	項 目	支払月日	内 訳 (数量・単価)	支払金額
米		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
野菜		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
その他		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
□. 種苗費計				

## 八. 素畜費

導入畜産費	支払月日	内訳・購入先	金 額
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
八. 素畜費計			

## 二. 肥料代

項 目	支払月日	内 訳 (数量・単価)	支払金額
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
二. 肥料代計			

## ホ. 飼料費

購入品目名	支払月日	内訳・購入先	金額
	/		
	/		
	/		
	/		
ホ. 飼料費計			

## ヘ. 農具費

購入機種名	支払月日	内訳・購入先	事業割合	金額
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
ヘ. 農具費計				

※注意点

- ◆ 10万円未満の農具・道具・農機具部品類

## ト. 農薬衛生費

項目	支払月日	内訳・購入先	金額
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
ト. 農薬衛生費計			

※注意点

- ◆ 農薬の購入費や、共同防除（ラジヘリ・ドローン）の負担金など



又、動力光熱費

◆ 農業に使用している分を事業割合(%)としてください。

月	電気料（動力）			電気料（一般）			水道料		
	支払金額	事業割合 %	必要経費	支払金額	事業割合 %	必要経費	支払金額	事業割合 %	必要経費
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計									

月	ガソリン代			軽油代			灯油代		
	支払金額	事業割合 %	必要経費	支払金額	事業割合 %	必要経費	支払金額	事業割合 %	必要経費
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計									

月	混合油			支払金額	事業割合 %	必要経費	支払金額	事業割合 %	必要経費
	支払金額	事業割合 %	必要経費						
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計									

又、動力光熱水費計









# 経費合計

◎必要経費(P5～P16の科目の合計金額を移記します。)

科目番号	科目	金額
⑧	雇人費 5ページ	
⑨	小作料・賃借料 5ページ	
⑩	減価償却費 7ページ	
⑪	貸倒金 8ページ	
⑫	利子割引料 8ページ	
⑬	租税公課 9ページ	
⑭	種苗費 10ページ	
⑮	素畜費 10ページ	
⑯	肥料代 10ページ	
⑰	飼料費 11ページ	
⑱	農具費 11ページ	
⑲	農薬衛生費 11ページ	
㉀	諸材料費 12ページ	
㉁	修繕費 12ページ	
㉂	動力光熱費 13ページ	
㉃	作業用衣料費 14ページ	
㉄	農業共済掛金 14ページ	
㉅	荷造運賃手数料 15ページ	
㉆	土地改良区費 15ページ	
㉇～㉈	その他 16ページ	
㉉	雑費 16ページ	
<b>経費合計</b>		

収入合計 (収入の部①～③の計) 
 - 経費合計 (上記の計) 
 - 専従者給与 (該当する場合) 
 = 農業所得

↑

(次頁を参考に計算し、記入してください。)

## 専従者について（白色申告の場合）

生計を一緒にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、1年のうち6ヶ月を超える期間、農業に専ら従事している場合、1人につき次の①・②いずれか少ない方の金額を経費にすることができます。なお、この専従者控除額は専従者の給与所得の収入金額となります。

- ① 限度額 **配偶者：86万円 配偶者以外：50万円**  
※これ以上の金額を経費にすることはできません。
- ② **【(収入合計－経費合計)の金額】 ÷ (事業専従者数＋1)**
- どちらか少ないほうの金額が専従者控除額となります。

### 例) 農業専従者が妻と子

#### ◆ 農業収入180万円 経費60万円 の場合

$$(180万円 - 60万円) \div (2人(妻と子) + 1人(あなた)) = 40万円(ア)$$

上記の①と(ア)を比べると、(ア)のほうが少ないので、専従者控除額は妻も子も40万円。

#### ◆ 農業収入500万円 経費200万円 の場合

$$(500万円 - 200万円) \div (2人 + 1人) = 100万円(イ)$$

上記の①と(イ)を比べると、①のほうが少ないので、専従者控除額はそれぞれ限度額（妻86万円、子50万円）となります。

### ※注意点

- ◆ 専従者の条件
  - ・15歳以上の同居親族である。
  - ・高校生や大学生など学生ではない。
  - ・6か月以上農業（事業）に専ら従事していること。
  - ・他に職業がある人で、農業に専ら従事することが困難な人は除く。
- ◆ 専従者控除額がそのまま専従者の給与収入となるため、専従者に税金などがかかる場合があります。
- ◆ 専従者控除とした親族は、税制上の控除対象配偶者や扶養控除にとれません。専従者控除か、扶養控除どちらか一方です。
- ◆ 専従者控除を適用した場合、農業所得がマイナスになることはありません。マイナスになる場合は専従者控除額の計算が誤っています。

## 農事組合法人からの支払金等について

農事組合法人等からの支払を受けたときは、個人で農業を行っているか（自作農地部分があるか）、また、法人からどのような支払い形態かによって申告する収入の種類が変わってきます。

個人で農業を行っていない場合は、農業収入以外の収入になります。法人から受け取る支払明細等をご確認ください。なお、役員報酬は給与収入として計上します。

農業実施の状況	法人からの支払明細の内容	
	事業分量配当・従事分量配当	源泉徴収票
農業をしている	農業所得（雑収入）	給与収入
農業をしていない	申告書の収入金額等・雑(その他)欄	給与収入

農事組合法人からの支払いについては、原則必要経費は認められません。  
また、農事組合法人設立にともなう出資金も、必要経費になりませんのでご注意ください。

## その他

### ◇ 青色申告のおすすめ

所得税法では、一定の帳簿を備付けて取引を記録し申告する方に対し、税金面でさまざまな特典が認められています。

#### 【主な特典】

- ① 青色事業専従者給与・・・青色事業専従者に支払った給与については、一定の条件のもとに必要経費が算入されます。
- ② 青色申告特別控除・・・複式簿記の方法で記帳して、貸借対照表を添付している場合65万円を所得金額から控除できます。（簡易帳簿の場合10万円）
- ③ 純損失の繰越控除・・・その年に農業の赤字が生じた場合には、その年の翌年から3年間にわたって、赤字を繰越控除できます。

白色申告から青色申告に変えたいときは、申告をしようとする年の3月15日までに税務署に「所得税の青色申告承認申請書」の提出が必要です。

### ◇ 書類の保管について

帳簿書類は5年間（収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年間）保存する必要があります。

### ◇ 収入金額が1千万を超える方

収入金額が1千万を超える方は、消費税の課税事業者となる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

美郷町税務課 住民税班 TEL 0187-84-4902  
大曲税務署個人課税担当 TEL 0187-62-2191